

座間市有料広告掲載の取扱いに関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市（以下、「市」という。）が掲載する有料広告（以下、「広告」という。）の取扱いについて基本的な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、市が管理するもののうち、広告媒体（以下、「媒体」という。）として利用可能なものとする。この場合において、具体的な媒体については、媒体を所管する課等（以下、「所管課」という。）において別に定める。

2 市長は、広告主又は代理店（以下、「広告主等」という。）が所有する広告が掲載され、若しくは広告掲載が可能な媒体を利用することができる。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告として掲載できるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) その他広告掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、媒体に掲載できる広告に関する基準は、所管課が別に定める。

(広告等の募集)

第4条 広告等の募集は、次に掲げる方法により媒体ごとに所管課で決定し、募集を行う。

- (1) 公募
- (2) 競争入札
- (3) 広告代理店への募集

2 所管課は募集に際し、広告が掲載されている媒体の提供の募集を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第2項の媒体を利用する場合は、その広告主等と直接契約できるものとする。

4 市長は、募集期間が満了し、応募者がいない場合は、再募集をすることなく広告を掲載する広告主等を決定することができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする広告主等は、座間市有料広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において必要書類は、所管課が別に定める。

2 広告主は、広告掲載の申込み、版下原稿等の作成、広告掲載料の納入等を代理店に代行させ手続

をすることができる。

(広告の規格及び広告料)

第6条 広告の料金(以下「広告料」という。)、規格、枠数、広告掲載スペース、広告期間、作成方法等は、所管課が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる各号の順序とする。

(1) 掲載希望月数の多い広告

(2) 市内に事業所等を有する法人又は住所を有する個人の広告

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の競争入札により募集を行う場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第5条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかにその内容を所管課において審査させ、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査に当たり、所管課は別に定める座間市広告審査委員会に意見を求めることができる。

3 第1項の規定による決定に当たり、同一広告掲載位置に、前条第1項の優先順位が同順位となる複数の申込みがあったときは、その募集方法により、次に掲げるとおり所管課で決定する。

(1) 公募により募集を行った場合は、所管課で抽選により決定する。

(2) 入札により募集を行った場合は、予定価格を超え、最高の入札額を提示したものとする。

(3) 広告代理店への募集を行った場合は、先着順とする。

4 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、その結果を広告主等に座間市有料広告掲載等決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(広告料の納入)

第9条 第8条第4項の規定により決定通知書を受けた広告主等は、市長が指定する方法及び期日までに、広告料を納入するものとする。ただし、第4条第2項の媒体の提供を受けた場合は、この限りではない。

(広告主等の責務)

第10条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。減ること

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第4項の規定による広告掲載等の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (3) その他広告掲載が適当でないと認められたとき。

(広告料の返還)

第12条 広告主等の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、所管課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行日において契約期間の残存するものは、当該契約期間の終了後から適用する。

第1号様式（第5条関係）

座間市有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）座間市長

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者氏名

電話番号

FAX番号

座間市有料広告掲載の取扱いに関する基本要綱及び媒体ごとに定める取扱要領に定める事項を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広告媒体

掲載期間

年 月 日から 年 月 日

広告内容

その他

第2号様式（第8条関係）

座間市有料広告掲載等決定通知書

年 月 日

様

座間市長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

決定区分 可（掲載する）

否（掲載しない）

理由

掲載期間 年 月 日から 年 月 日

広告料 金 円

広告料納入期限 年 月 日

条件等

その他